物品売買請書

１．　件名　　　○○○○○購入

２．　納入場所　　　深谷市役所

３．　納入期限　　　　　　　年　　月　　日

４．　契約金額　　　金　　　　　　　円

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　　　金　　　　　　円

５．　支払条件　　　検査を完了したのち、正当な支払請求書を受理した後３０日

　　　　　　　　　　　以内に支払うものとする。

６．　その他 　　な　　し

　　　上記の物品について、別添の契約事項を承諾の上、発注者の指示どおり、納入することをお請けいたします。

　　　年　　月　　日

深谷市長　　小　島　　進　　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　埼玉県深谷市

　　　　　　　　　　　　　受　注　者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　有限会社○○○○

代表取締役　○○○○

（物品売買請書に係る契約事項）

１　受注者は、発注者へ提出する請書及びこの契約事項（以下「請書」という。）に従い、日本国の法令を遵守し、請書記載の契約金額をもって、請書記載の物品を請書記載の期限までに納入すること。

２　受注者は、物品に関する一切の事項を処理し、また、それらについて発注者の指示があればその指示に従うこと。

３　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約終了後も同様とする。

４　受注者は、この契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

５　受注者は、物品の納入の全部又は一部を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

６　受注者は、天災その他やむを得ない事由により、期限までに納入の見込みがなくこれを延長しなければならないときは、その理由を明らかにして、発注者に納入期限の延長について届け出ること。

７　発注者は、物品の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を行う。受注者は、検査の結果、物品が不合格となったときは、指定された期間内に修補等を行い、完了したときは更に検査を受けること。

８　受注者の責に帰すべき事由により期限までに納入することができない場合において、発注者は、契約金額につき遅延日数に応じ、契約締結日における支払遅延防止法第８条第１項の規定により決定する率を乗じて計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の支払いを受注者に請求することができる。

９　発注者は、受注者に対して物品の引渡しの日から1年間は、その瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

10　発注者は、受注者がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

(1)　その責めに帰すべき事由により期限内に納入しないとき又は期限経過後相当の期間内に納入する見込みが明らかにないと認められるとき。

(2)　契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

(3)　契約の履行に当たり、法令の規定による必要な許可又は許可等を失ったとき。

(4)　前各号のほか、この契約事項に反し、その違反によってこの契約の目的を達成することができないと発注者が認めたとき。

(5)　受注者が次のいずれかに該当するとき。

ア　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員（役員として登記又は届出をしていないが実質上経営に関与している者を含む。）又はその支店若しくは常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が深谷市暴力団排除条例（平成24年深谷市条例第２号。以下この号において「条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は第３条第２項に規定する暴力団関係者（以下この号において「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

イ　再委託その他の契約に当たり、その相手方が暴力団（条例第２条第２号に規定するものをいう。以下この号において同じ。）、暴力団員又は暴力団関係者であることを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ウ　受注者が、暴力団、暴力団員又は暴力団関係者である者を再委託その他の契約の相手方としていた場合（イに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

11　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、契約金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

12　受注者は、当該契約の履行に当たり、不当介入等（暴力行為、脅迫行為又はこれに類する行為、威圧的又は乱暴な言動により嫌悪感を与える行為、正当な理由なく面会を強要する行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為、その他秩序の維持、安全確保又は契約の履行に支障を生じさせる行為をいう。）を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに警察に届け出なければならない。また、警察の捜査に協力しなければならない。

13　請書に定めのない事項については、必要に応じて発注者及び受注者において協議して定める。